

# 履歴事項全部証明書

京都府八幡市八幡五反田 2 6 番地の 1 5  
京阪神商事株式会社

会社法人等番号	1 3 0 0 - 0 1 - 0 3 8 0 3 7	
商 号	京阪神商事株式会社	
本 店	京都府八幡市八幡五反田 2 2 番地の 8	
	京都府八幡市八幡五反田 2 6 番地の 1 5	昭和 6 3 年 1 1 月 2 4 日 移 転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和 5 0 年 4 月 8 日	
目 的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 砂利、砂の生産並びに販売</li> <li>2. 生コンクリート及びその他建築材料一式の販売</li> <li>3. 山林その他不動産の売買、斡旋業</li> <li>4. 土木一式工事</li> <li>5. 建築一式工事</li> <li>6. 管工事一式</li> <li>7. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	2 万 4 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 万 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記	
資本金の額	金 1 0 0 0 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>大 野 昭 則</u>	平成 2 4 年    5 月 3 1 日 重任	
		平成 2 4 年    6 月 1 5 日 登記	
	<u>取締役</u> <u>大 野 昭 則</u>	平成 2 6 年    5 月 3 0 日 重任	
		平成 2 6 年    5 月 3 0 日 登記	
	<u>取締役</u> 大 野 昭 則	平成 2 8 年    5 月 2 0 日 重任	
		平成 2 8 年    5 月 3 1 日 登記	
	<u>取締役</u> <u>大 野 貴 昭</u>	平成 2 4 年    5 月 3 1 日 重任	
		平成 2 4 年    6 月 1 5 日 登記	
		<u>取締役</u> <u>大 野 貴 昭</u>	平成 2 6 年    5 月 3 0 日 重任
			平成 2 6 年    5 月 3 0 日 登記
		<u>取締役</u> 大 野 貴 昭	平成 2 8 年    5 月 2 0 日 重任
			平成 2 8 年    5 月 3 1 日 登記
<u>取締役</u> <u>松 山 幸 三</u>	平成 2 4 年    5 月 3 1 日 重任		
	平成 2 4 年    6 月 1 5 日 登記		
	<u>取締役</u> <u>松 山 幸 三</u>	平成 2 6 年    5 月 3 0 日 重任	
		平成 2 6 年    5 月 3 0 日 登記	
	<u>取締役</u> 松 山 幸 三	平成 2 8 年    5 月 2 0 日 重任	
		平成 2 8 年    5 月 3 1 日 登記	
京都府八幡市八幡軸 5 4 番地の 2 <u>代表取締役</u> <u>大 野 昭 則</u>	平成 2 4 年    5 月 3 1 日 重任		
	平成 2 4 年    6 月 1 5 日 登記		
	京都府八幡市八幡軸 5 4 番地の 2 <u>代表取締役</u> <u>大 野 昭 則</u>	平成 2 6 年    5 月 3 0 日 重任	
		平成 2 6 年    5 月 3 0 日 登記	
	京都府八幡市八幡軸 5 4 番地の 2 代表取締役                      大 野 昭 則	平成 2 8 年    5 月 2 0 日 重任	
		平成 2 8 年    5 月 3 1 日 登記	
	京都府八幡市欽明台西 5 番地 1 代表取締役                      大 野 貴 昭	平成 2 8 年    5 月 2 0 日 就任	
		平成 2 8 年    5 月 3 1 日 登記	

京都府八幡市八幡五反田26番地の15  
京阪神商事株式会社

	監査役 大野 ユ ミ 子	平成24年 5月31日重任 平成24年 6月15日登記
	監査役 大野 ユ ミ 子	平成28年 5月20日重任 平成28年 5月31日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 5月31日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月21日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成29年11月 9日

京都地方法務局  
登記官

堤 紀 子

